

## 千歳市競争入札心得（不用物品の売払い）

### （総則）

第1条 千歳市が行う不用物品の売払いの入札に当たっては、別に定めのあるもののほか、この心得を承知してください。

### （入札の保証）

第2条 入札保証金は、免除します。

### （入札）

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、封筒に入札件名、入札参加者の氏名を表記して郵送または持参しなければなりません。この場合において、入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）を承諾の上、入札しなければなりません。入札書の作成方法は、別紙「入札書の作成方法」を参照してください。

2 入札参加者は、入札書を一般書留、簡易書留又は持参のいずれかの方法により、あらかじめ指定する日時までに到着するように送付しなければなりません。

### （入札の辞退）

第4条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前であつては、その旨を文書（様式1）により入札執行者に提出すること。

(2) 入札執行中であつては、その旨を口頭により入札執行者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取り扱いを行うことはありません。

### （公正な入札の確保）

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては競争を制限する目的で、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

### （入札の取りやめ等）

第6条 契約締結専決権者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させない、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

2 入札参加者が1以下となったときは、当該入札を中止します。

### （入札参加者の代理人）

第7条 持参による入札参加者が代理人（入札参加者が記名押印した入札書を、会社社員等に持参させる場合の使者は含まない。）をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 持参による入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 持参による入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

4 郵送による入札参加者は、代理人をして入札に参加することはできません。入札書の記名押印はかならず代表者名（契約締結権限を支店、営業所等に受任している場合は受任者名）としてください。

### （入札書の書換え等の禁止）

第8条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(無効入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 1の入札者が同一事項について2以上の入札をしたときの入札
- (5) 第3条に規定する入札方法によらない入札
- (6) 郵便による入札において、あらかじめ指定した入札書の到達日時までに到達しない入札
- (7) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (8) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第10条 開札は、公告又は通知した場所において、当該入札事務に関係のない職員を立会いのもと開札を行います。

(再度入札)

第11条 開札の結果、最高入札価格が予定価格未満のときは、初度の入札参加者で再度入札を行います。入札回数は原則として3回までとしますが、3回の入札によっても落札に至らなかった場合は、随意契約によることがあります。

2 再度入札を行う場合、郵便による入札参加者へはその旨を文書によりお知らせします。

(落札者の決定)

第12条 有効な入札を行った者のうち、予定価格以上の最高価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(見積内訳書の提出)

第13条 入札参加者は、入札執行者の求めに応じ見積内訳書を提出してください。

(契約の締結)

第14条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、契約締結専決権者の作成した契約書に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に提出しなければなりません。

2 落札者が当該契約を締結しないときは、当該落札者の見積った契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を市に納付しなければなりません。

(契約の保証)

第15条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。

(異議の申立て)

第16条 入札をした者は、入札後、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。